

### 第3章 工事の許可申請手続等

#### 3.1 手続の要否の判定

下図を参照して、申請の要否を確認してください。

- ・ 公共施設用地で行われる工事 (2.1.1 土地の分類) に該当する
- ・ 災害の発生のおそれのない工事 (2.5 許可又は届出が不要となる工事) に該当する

はい

手続  
不要

工事

工事は、以下に該当する

● 土地の形質の変更 (盛土・切土)

- ① 盛土で高さが1m超の崖※を生ずるもの
- ② 切土で高さが2m超の崖※を生ずるもの
- ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖※を生ずるもの (①、②を除く)
- ④ 盛土で高さが2m超となるもの (①、③を除く)
- ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)

● 一時的な土石の堆積

- ⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの
- ⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの

①～⑤に該当

はい

開発の許可を受けた

はい

許可を受けた  
ものとみなす

⑥、⑦に該当

はい

許可申請  
手続が必要

①～⑦のどれにも  
該当しない

はい

手続  
不要

いいえ

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤 (風化の著しいものを除く) 以外のものをいいます。

図 法に基づく許可の要否判定フロー

### 3.2 手続の流れ

土地の形質変更に関する工事の手続の流れを下図1に、土石の堆積に関する工事の手続の流れを下図2に示しています。

許可申請を行う場合は、周辺住民への周知前に許可権者までご連絡ください。

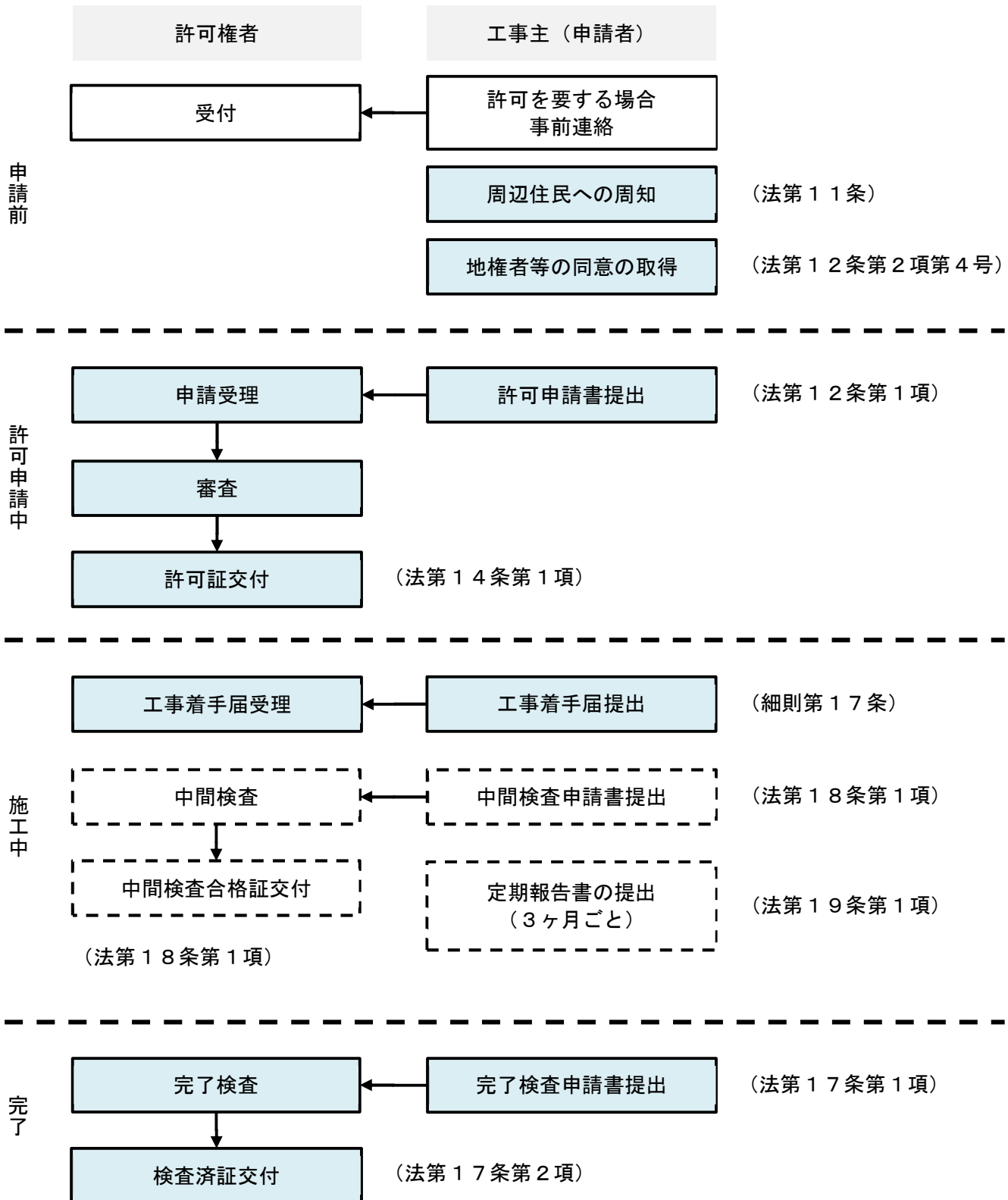


図1 土地の形質変更に関する工事の手続の流れ

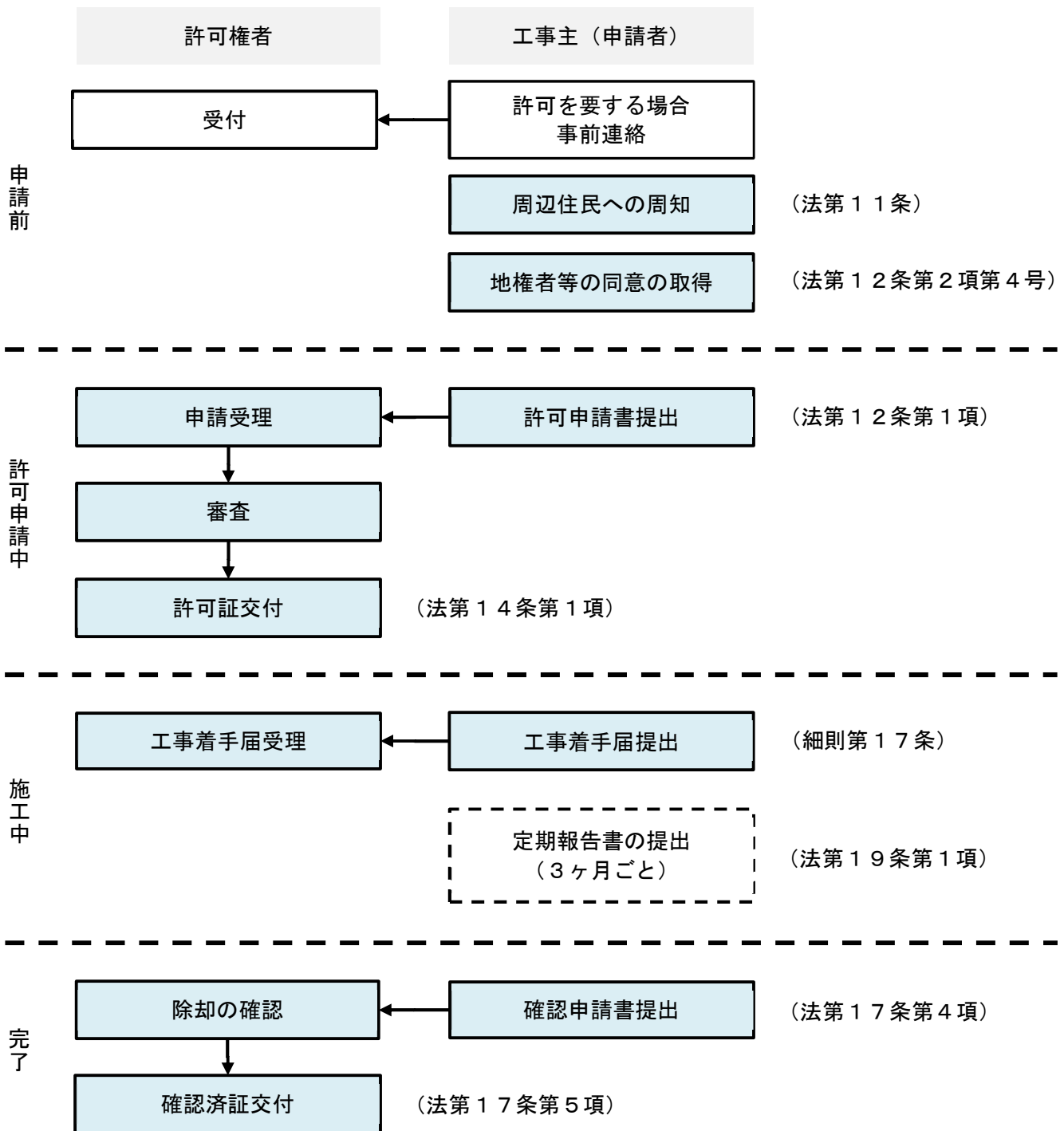


図2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ

### 3.3 標準処理期間

さいたま市では、「申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間」において、標準処理期間を下表のように定めています。

なお、標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

表 標準処理期間

事 務		標準処理期間 (日)
法第12条第1項に基づく宅地造成等に関する工事の許可		30
法第16条第1項に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可		30
省令第88条の規定による書面の交付	法第12条第1項及び第16条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面の交付	10
	法第12条第1項及び第16条第1項の規定による許可を受ける必要がないことを証する書面の交付	10

### 3.4 許可申請に必要な書類等

#### 【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	二千五百分の一以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	五十分の一以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

三 令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

四 令第八条第一項第一号口の崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

五 第一号の表に掲げる図面（令第二十一条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第二十二条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類

六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

九 別記様式第三の資金計画書

十 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

十一 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	五百分の一以上	

二 第三十二条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

三 第三十四条第一項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

七 別記様式第五の資金計画書

八 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

九 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

※ 特定盛土等規制区域については、第六十三条で同様に規定

#### 【細則】

(宅地造成等に関する工事の許可申請の手続)

第8条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項の規定による許可（法第15条第1項の規定により、当該許可があつたものとみなされるものを含む。以下同じ。）を受けようとする工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号又は同条第2項第1号に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の許可の申請等の添付書類)

第9条 省令第7条第1項第12号及び同条第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 盛土若しくは切土をする土地の部分又は土石の堆積を行う部分の求積図

(2) 工事主が法人の場合にあつては、前年度の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業経歴書

(3) 工事主が個人の場合にあつては、前年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(4) 工事主が、次のアからカのいずれにも該当しないことを誓約する書類

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法第12条又は第16条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

オ 法人であつて、その役員のうちエに該当する者があるもの

カ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(5) 法第12条第2項第3号に規定する工事を完成するために必要な能力がある者であることを証するための次に掲げる書類

ア 法人の登記事項証明書

イ 事業経歴書

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し

エ 技術者名簿

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

許可申請は、所定の様式（8.1国様式：様式第二、様式第四）に必要な書類等を添付したものを提出することにより行います。紙による申請の場合は、正本1部、副本1部の計2部を提出してください。申請書の提出先は工事等を行う場所により異なりますので、序文の「許可申請書等の提出窓口」を確認してください。

なお、許可申請に必要な書類等を作成する際は、さいたま市のホームページに掲載している記載例を参考に記入してください。

- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する「国様式」

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/003/021/007/p120307.html>



- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する「さいたま市様式」

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/003/021/007/p128853.html>



- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する「参考様式」

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/003/021/007/p120318.html>



### 3.4.1 土地の形質変更に関する工事の必要書類等

土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類等は、下表に示すとおりです。  
官公庁等が発行する書類については、取得から6か月以内のもの、土地所有者等の同意証明書については、同意した日から6か月以内のものを提出してください。

表 土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類

綴じ順	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令
1	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請書	◎	様式内の必要項目	(8.1国様式：様式第二)	省令第7条第1項
2	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000以上	省令第7条第1項 第1号
3	地形図	◎	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500以上 ・等高線は、2メートルの標高差を示すものとする	
4	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500以上 ・断面図を作成した箇所 に断面図と照合できるように記号を付すること ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること	
5	土地の断面図	◎	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500以上 ・高低差の著しい箇所について作成すること	
6	排水施設の平面図	○	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	縮尺：1/500以上	
7	崖の断面図	○	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺：1/50以上 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない	
8	擁壁の断面図	○	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	縮尺：1/50以上	
9	擁壁の背面図	○	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上	
10	崖面崩壊防止施設の断面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上	

綴じ順	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令
1 1	崖面崩壊防止 施設の背面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、 材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上 ・水抜穴及び透水層に 係る事項については、 必要に応じて記載する こと	
1 2	擁壁の構造計 算書	○	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート 造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、 構造計画、応力算定及び断面算定を記載	(任意様式)	省令第7条 第1項 第2号
1 3	盛土の安定計 算書	○	溪流等において高さ15m超の盛土をする とき（政令第7条第2項第2号）に、土質 試験その他の調査又は試験に基づく地盤の 安定計算を記載	(任意様式)	省令第7条 第1項 第3号
1 4	崖面の安定計 算書	○	崖面を擁壁で覆わないとき（政令第8条第 1項第1号ロ）に、土質試験その他の調査 又は試験に基づく地盤の安定計算を記載	(任意様式)	省令第7条 第1項 第4号
1 5	設計者資格	○	高さ5m超の擁壁又は面積1,500㎡超 の盛土・切土における排水施設（政令第2 1条各号）の設計者が資格（政令第22条 各号）を有する者であることを証する書類 ・卒業証明書 ・大学院に1年以上在学したことの証明書 ・実務経験証明書 ・都市計画法施行規則第19条第1号トに定 められた講習を修了したことを証明できる書 類の写し ・合格を証明できる書類の写し（技術士） ・資格を有することを証明できる書類の写 し（一級建築士）	(任意様式)	省令第7条 第1項 第5号
1 6	土地付近状況 写真	◎	盛土又は切土をしようとする土地及びその 付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令第7条 第1項 第6号
1 7	工事主（申請 者）の証明書 類	◎	・工事主（申請者）が個人の場合、住民票 の写し若しくは個人番号カードの写し又は これらに類するものであって、氏名及び住 所を証する書類 ・工事主（申請者）が法人の場合、登記事 項証明書、及び役員の住民票の写し若しく は個人番号カードの写し又はこれらに類す るものであって氏名及び住所を証する書類 ※ 法人役員の範囲については、登記事項 証明書に記載された役員全員が対象です。 （例）株式会社：取締役・会計参与・監査 役、特例有限会社：取締役（及び監査役が ある場合は監査役）、合同会社・合名会 社・合資会社：登記されている社員〔業務 執行社員を含む〕、その他の法人：登記さ れた代表者・役員等	(任意様式) ※ 個人番号カードの 写しを提出する場合 は、個人番号をマスキ ング処理してください ※ 「氏名及び住所を 証する書類」として、 法人が証明した「役員 名簿（8.3参考様 式）」を提出すること も認めています	省令第7条 第1項 第7・8号
1 8	資金計画書	◎	工事主に当該工事を行うために必要な資力 を示す資金計画書	(8.1国様式：様式第 三)	省令第7条 第1項 第9号

綴じ順	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令
19	土地所有者等の同意	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公図の写し</li> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・権利者一覧表</li> <li>・同意証明書</li> <li>・印鑑登録証明書</li> </ul>	(任意様式) 権利者一覧表 (8.3参考様式) 同意証明書 (8.3参考様式)	省令第7条第1項第10号
20	周辺地域住民への周知	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知措置報告書</li> </ul>	(8.2さいたま市様式：様式第6号)	省令第7条第1項第11号
21	工事主の資力・信用を証する書類	◎	<b>【工事主（申請者）が法人の場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li> <li>・事業経歴書</li> <li>・資力及び信用に関する誓約書</li> </ul> <b>【工事主（申請者）が個人の場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li> <li>・資力及び信用に関する誓約書</li> </ul> ※ 「納付すべき額及び納付済額を証する書類」とは、納税証明書の種類のうち、納税証明書（その1）「証明内容：納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明」のことです	(任意様式) 資力及び信用に関する誓約書 (8.3参考様式)	省令第7条第1項第12号 細則第9条第2号から第4号
22	工事施行者の工事能力を証する書類	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の登記証明書</li> <li>・事業経歴書</li> <li>・建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し</li> <li>・技術者名簿</li> </ul>	(任意様式) 事業経歴書及び技術者名簿 (8.3参考様式)	省令第7条第1項第12号 細則第9条第5号
23	求積図	◎	盛土若しくは切土をする土地の部分	指定なし	細則第9条第1号
24	委任状	○	委任者の住所、氏名、電話番号 代理人の住所、氏名、電話番号 委任事項を具体的に記載	(任意様式) 委任状 (8.3参考様式)	
25	その他市長が必要と認める書類	○			

### 3.4.2 土石の堆積に関する工事の必要書類等

土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類等は、下表のとおりです。

表 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類

綴じ順	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令
1	土石の堆積に関する工事の許可申請書	◎	様式内の必要項目	(8.1国様式：様式第四)	省令第7条第2項
2	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000以上	省令第7条第2項第1号
3	地形図	◎	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500以上 ・等高線は、2メートルの標高差を示すものとする	
4	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	縮尺：1/500以上 ・断面図を作成した箇所には断面図と照合できるように記号を付すること ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること	
5	土地の断面図	◎	土石の堆積を行う土地の地盤面	縮尺：1/500以上	
6	堆積土石の崩壊を防止するための措置	○	土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が1/10以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置（省令第32条）の内容が、適切であることを証する書類	(任意様式)	省令第7条第2項第2号
7	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	○	次の①か②のいずれかの措置（省令第34条）の内容が、適切であることを証する書類 ①堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等（土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない）を設置すること ②次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置	(任意様式)	省令第7条第2項第3号
8	土地付近状況写真	◎	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令第7条第2項第4号

綴じ順	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令
9	工事主（申請者）の証明書類	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事主（申請者）が個人の場合、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類</li> <li>・工事主（申請者）が法人の場合、登記事項証明書、及び住民票の写しや個人番号カード等により、役員の氏名及び住所を証する書類</li> <li>※ 法人役員の範囲については、登記事項証明書に記載された役員全員が対象です。（例）株式会社：取締役・会計参与・監査役、特例有限会社：取締役（及び監査役がある場合は監査役）、合同会社・合名会社・合資会社：登記されている社員〔業務執行社員を含む〕、その他の法人：登記された代表者・役員等</li> </ul>	<p>（任意様式）</p> <p>※ 個人番号カードの写しを提出する場合は、個人番号をマスキング処理してください</p> <p>※ 「氏名及び住所を証する書類」として、法人が証明した「役員名簿（8.3参考様式）」を提出することも認めています</p>	省令第7条第2項第5・6号
10	資金計画書	◎	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書	（8.1国様式：様式第五）	省令第7条第2項第7号
11	土地所有者等の同意	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公図の写し</li> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・権利者一覧表</li> <li>・同意証明書</li> <li>・印鑑登録証明書</li> </ul>	<p>（任意様式）</p> <p>権利者一覧表（8.3参考様式）</p> <p>同意証明書（8.3参考様式）</p>	省令第7条第2項第8号
12	周辺地域住民への周知	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知措置報告書</li> </ul>	（8.2さいたま市様式：様式第6号）	省令第7条第2項第9号
13	工事主の資力・信用を証する書類	◎	<p>【工事主（申請者）が法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li> <li>・事業経歴書</li> <li>・資力及び信用に関する誓約書</li> </ul> <p>【工事主（申請者）が個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li> <li>・資力及び信用に関する誓約書</li> </ul> <p>※ 「納付すべき額及び納付済額を証する書類」とは、納税証明書の種類のうち、納税証明書（その1）「証明内容：納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明」のことです</p>	<p>（任意様式）</p> <p>資力及び信用に関する誓約書（8.3参考様式）</p>	省令第7条第2項第10号 細則第9条第2号から第4号
14	工事施行者の工事能力を証する書類	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の登記証明書</li> <li>・事業経歴書</li> <li>・建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し</li> <li>・技術者名簿</li> </ul>	<p>（任意様式）</p> <p>事業経歴書及び技術者名簿（8.3参考様式）</p>	省令第7条第2項第10号 細則第9条第5号
15	求積図	◎	土石の堆積を行う部分	指定なし	細則第9条第1号
16	委任状	○	委任者の住所、氏名、電話番号 代理人の住所、氏名、電話番号 委任事項を具体的に記載	<p>（任意様式）</p> <p>委任状（8.3参考様式）</p>	

綴じ順	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備 考	根拠 法令
17	その他市長が必要と認める書類	○			

### 3.5 申請手数料

申請に当たっては、さいたま市都市計画関係事務手数料条例（7.1 さいたま市都市計画関係事務手数料条例）別表に定める手数料が必要です。手数料の額は下表1～5のとおりです。

表1 法第12条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査

盛土又は切土をする土地の面積	手数料の額
500㎡以内	16,000円
500㎡超 1,000㎡以内	28,000円
1,000㎡超 2,000㎡以内	40,000円
2,000㎡超 3,000㎡以内	58,000円
3,000㎡超 5,000㎡以内	73,000円
5,000㎡超 1ha以内	98,000円
1ha超 2ha以内	151,000円
2ha超 4ha以内	233,000円
4ha超 7ha以内	368,000円
7ha超 10ha以内	526,000円
10ha超	684,000円

表2 法第16条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査

変更内容	手数料の額
	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が684,000円を超えるときは、その手数料の額は、684,000円とする。
(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）	盛土又は切土をする土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
(2) 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更	新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ前項に規定する額
(3) その他の変更	11,000円

表3 法第12条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査

土石の堆積を行う土地の面積	手数料の額
500㎡以内	12,000円
500㎡超 1,000㎡以内	15,000円
1,000㎡超 2,000㎡以内	18,000円
2,000㎡超 3,000㎡以内	22,000円
3,000㎡超 5,000㎡以内	32,000円
5,000㎡超 1ha以内	35,000円
1ha超 2ha以内	42,000円
2ha超 4ha以内	57,000円
4ha超 7ha以内	77,000円
7ha超 10ha以内	113,000円
10ha超	136,000円

表4 法第16条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査

変更内容	手数料の額
	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が136,000円を超えるときは、その手数料の額は、136,000円とする。
(1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）	土石の堆積を行う土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
(2) 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更	新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ前項に規定する額
(3) その他の変更	11,000円

表5 規則第88条の規定による書面の交付

内容	手数料の額
盛土規制法第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面の交付	1件につき 3,000円
盛土規制法第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を受ける必要がないことを証する書面の交付	1件につき 7,000円

「手数料の面積の考え方」については、本手引の本文「2.7 許可対象行為の考え方（土地の形質変更）」において、次のとおり定めています。

<本文抜粋>

**【手数料の面積の考え方】**

一体とみなされる盛土等において、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差」が30cmを超える部分と超えない部分がある場合、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差」が30cmを超える部分と超えない部分の両方を足した面積（一体とみなす盛土等全体の面積）を手数料の根拠面積として取り扱います。

### 3.6 許可又は不許可の通知

#### 【法律】

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもってその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十三条と同様に規定

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1・2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十条と同様に規定

#### 解説

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合している場合には、許可証を交付します。許可に際しては、工事の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付けることがありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。また、不許可の場合には、その理由を明示した上で書面による通知を行います。

なお、宅地造成等に関する工事は、許可証の交付を受けた後でなければ行うことができません。

### 3.7 許可情報の公表

#### 【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

#### 第十二条 1～3 略

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

#### 【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※ 特定盛土等規制区域については、第六十四条で同様に規定

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

#### 解説

宅地造成等に関する工事の許可をした場合は、工事主の氏名又は名称等の必要な事項をさいたま市のホームページ上で公表します。

#### 【公表事項】

- ・ 工事主の氏名又は名称
- ・ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ・ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ・ 工事の許可年月日及び許可番号
- ・ 工事施行者の氏名又は名称
- ・ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ・ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量